令和８年 11 月 12 日

オープンカウンター方式による調達の公告について

支出負担行為担当官
信越総合通信局長　　鈴木　厚志

１　件名
令和８年度　長野第１合同庁舎Ａ棟　清掃業務の委託

２　調達内容
別紙仕様書のとおり

３　契約期間
令和８年１月 25 日から令和９年３月 31 日まで

４　見積書提出期限
令和８年 11 月 24 日（火）17 時 00 分まで

５　見積合わせ実施日
令和８年 11 月 25 日（水）

６　見積書提出方法
持参、郵送又は電子メールのいずれかにて提出のこと。
ただし、郵送による場合は提出期限日までに必着のこと。

７　見積書提出先
〒380-8795
長野県長野市旭町１１０８番地
総務省信越総合通信局　総務部総務課財務室管財係
電話：026-234-9995
E-mail：shinetsu-kanzai@soumu.go.jp

オープンカウンタ方式による見積合わせ説明書

この説明書は、総務省信越総合通信局（以下「当局」）が発注する調達契約に関し、オープンカウンタ方式による見積合わせに参加しようとする者（以下「参加者）」）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項について説明するものです。

なお、オープンカウンタ方式とは、当局が調達する案件で財務省政令（予算決算及び会計令）において少額随意契約に該当する契約のうち、当該方式に適した案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

１　参加者への見積の依頼について

(1) 見積に関する諸条件は、オープンカウンタ方式による調達公告により提示します。

(2) 仕様書の別紙等は、当局担当部署（財務室管財係、以下「担当」という。）にて交付します。交付を希望する場合は以下連絡先に問い合わせください。問い合わせの際には別紙「守秘義務誓約書」を記載の上、ご提出ください。

※お問合せ先

〒380-8795　長野県長野市旭町1108番地

総務省信越総合通信局財務室管財係　　電話：026-234-9995

２　見積書の提出について

(1) 見積合わせに参加する場合は、本説明書、公告内容及び仕様書等を熟読された上で見積書を提出してください。

(2) 見積書の提出にあたっては、持参の他、郵送等による提出も認めますが、公告に示す期限までに到達しなかった見積書は無効とします。

(3) 見積書の様式は任意としますが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載してください。ただし、見積依頼書等において、様式及び記載方法等が示されている場合はそれによるものとします。

(4) 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取り消しは認めません。

３　見積合わせについて

(1) 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律に抵触する行為を行ってはいけません。

(2) 見積合わせは公告に記載した日時に非公開で行います。

(3) 見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当局が選定した者へ見積を依頼することができるものとします。

4　見積書の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積を行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

(1) 公告で参加資格が定められている案件において、参加資格のない者が見積をなしたとき。

(2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

(3) 見積金額の記載を訂正したとき。

(4) 見積者の記名のないとき又は記名の判然としないとき。

(5) １者で２以上の見積書を提出したとき。

(6) 明らかに談合と認められるとき。

(7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を満たしていないとき。

5　契約の相手方の決定について

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低価格の見積をした者を契約の相手方とします。

(2) (1)において、同価の見積をした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

(3) 見積合わせの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ通知する他、ホームページ上で契約者及び契約金額を公表します。

(4) 契約の相手方と決定した者から見積内訳書を提出していただく場合もありますが、積算の誤りによる合計金額の事後訂正は認めません。

6　契約の締結について

契約を決定した見積書の金額により予算決算会計令第 99 条第 7 号に基づく随意契約にて契約締結をします。

契約金額により契約書を作成する場合があります。

7　見積合わせの参加制限について

見積合わせに参加する者は、公告に示す事項のほか、以下に該当しない者である必要があります。

(1) 総務省及び他省庁等における役務等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

ア　契約の相手として不適当な者。

(ｱ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、

法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(ｲ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって 、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ｳ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ｴ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(ｵ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

イ　契約の相手方として不適当な行為をする者。

(ｱ) 暴力的な要求行為を行う者。

(ｲ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

(ｳ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

(ｴ) 偽計又は威力を用いて契約担当官の業務を妨害する行為を行う者。

(ｵ) その他前各号に準ずる行為を行う者。

(3) 前項の暴力団排除対象者であることを知りながら、再委託等の相手方としない者であること。

8　その他

(1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。

(2) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 都合により見積合わせを取りやめることがあります。

(5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては指名停止措置を行うことがあります。

(6) 本件の見積合わせに参加しようとするものは別紙「守秘義務誓約書」を記載する。

以上

守秘義務誓約書

当社は、「令和８年度　長野第１合同庁舎　清掃業務の委託」（以下「本件」という。）に係る見積合わせへの参加を検討するに当たり、貴局から交付を受ける仕様書、建物の平面図その他の資料（以下「仕様書等」という。）の取扱いについて、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1.（目的外使用の禁止）
当社は、仕様書等及びこれにより知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、本件の見積合わせへの参加の検討及び見積書の作成の目的（以下「本目的」という。）以外に使用しません。

2.（第三者への開示の禁止）
当社は、貴局の書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしません。

3.（役員及び従業員への開示）
当社は、本目的のために必要な最小限の範囲に限り、当社の役員及び従業員に秘密情報を開示します。この場合、当社は、当該役員及び従業員に対し本誓約書と同等の義務を遵守させます。当該役員及び従業員の退職後も同様とします。

4.（複製の制限）
当社は、仕様書等を複製しません。ただし、本目的のためにやむを得ない場合は、必要最小限の部数に限り複製し、その複製物についても本誓約書の定めに従い取り扱います。

5.（管理）
当社は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、紛失、盗難、漏えい等の防止に必要な措置を講じます。

6.（返却又は廃棄）
当社は、本件の契約の相手方とならなかった場合、又は見積合わせへの参加を辞退した場合は、速やかに仕様書等（複製物を含む。）を貴局に返却し、又は復元不

可能な方法により廃棄します。廃棄した場合において、貴局から求めがあったときは、廃棄した旨を書面により報告します。

7.（事故発生時の報告）
当社は、秘密情報の漏えい、紛失等の事故が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに貴局に報告し、貴局の指示に従い必要な措置を講じます。

8.（義務の存続）
本誓約書に基づく当社の義務は、本件の契約の相手方となったか否かにかかわらず、本件の手続の終了後においても、期限の定めなく存続します。

9.（損害賠償）
当社は、本誓約書に違反したことにより貴局に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

以上

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
信越総合通信局長　鈴木　厚志　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

長野市第１合同庁舎Ａ棟
令和８年度　清掃業務仕様書

甲：信越総合通信局

乙：委託会社

一般共通事項

総則

1.対象物件

2. 対象施設及び業務内容

3. 計画及び報告

4.業務対象範囲等の安全対策

5. 必要経費の負担区分

6. 修理用部品、予備品等管理業務

7. 関係法令の遵守

一般共通事項

総則

この仕様書（以下、「本仕様書」という。）及び個別仕様書は、建物を適切かつ適正に維持管理する事により、円滑な管理・運営を確保するために必要な日常・定期清掃業務を定めるものである。

本仕様書及び個別仕様書に記載無き事項又は現場において不明な点は、甲乙の双方にて協議し定めるものとする。

1.対象物件

施設名　：長野第１合同庁舎Ａ棟
施設規模：地上６階建　延床面積 5,190.54 ㎡
所在地　：長野県長野市旭町１１０８

2.管理対象範囲及び業務内容

本仕様書における管理対象範囲及び業務内容の種類・頻度については各個別仕様書・図面によるものとする。

3.計画及び報告

各種計画資料及び報告書については、甲の指定する様式にて提出を行うものとする。

(1) 乙は、本仕様書に基づく業務に関する実施計画書を策定し、計画的に業務を履行するものとする。
(2) 乙は、所定の期日ごとに報告書等の書面をもって、業務の履行状況を速やかに甲へ報告し、その検収を受けるものとする。
(3) 乙は、対象施設等に損傷あるいは不良の箇所を発見したときは、その旨を甲に報告するものとする。
(4) 甲は、施設の全部または一部の変更・撤去・修理等により、乙が委託を受けた業務に影響を及ぼす場合は予め乙に通知する。
(5) 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況及びその結果について確認を求めることができる。

4.業務対象範囲等の安全対策

業務の実施にあたっては各種関係法令に基づき、また甲の定める構内ルールに従って業務を遂行し、事故防止に十分注意する。

５.必要経費の負担区分

(1) 甲の負担区分
①乙の清掃員の控室、清掃資器材置場に掛かる費用
②業務従事に必要な光熱費等
③ロッカー、机、その他什器及び備品類

(2) 乙の負担分

①清掃員に要する諸経費

②業務に要する資機材（清掃用具、洗濯機、計量器等）

③業務に要する日誌及び事務用品

6.対象施設・敷地内の異常個所の報告

乙の勤務時間中に発生・発見した異常個所については、甲より乙へ適宜報告を行う。

7.消耗品等管理業務

甲から業務において支給される消耗品関連の在庫管理及び報告

・手洗い洗剤

・トイレットペーパー

・手洗いの芳香剤

・消毒液

・廃棄物の収集におけるビニール袋

・在庫状況を適宜甲に報告すること。

8.関係法令の遵守

本建物管理業務は、以下の法令及び規定に基づき行う。下記各種法令に記載無き事項において業務上順守が必要な法令及び規定についても遵守するものとする。

(1) 労働基準法

(2) 労働安全衛生法

(3) 建築物環境衛生管理法

(4) 廃棄物処理法

(5) 各市町村条例等

（個別仕様書 1）

長野第 1 合同庁舎　A 棟

日常清掃仕様書

甲：信越総合通信局
乙：委託会社

本個別仕様書は、対象施設における美化・維持管理を日常的に実施する内容を定めるものとする。

Ⅰ　日常清掃（共用部分）

1　手洗所清掃

(1) 清掃内容

ア　ちり払い、床はき

イ　床のモップ拭き

床に水溜りを残さないこと。

ウ　汚物処理

汚物を取り捨て、容器を洗浄すること。

エ　とう器類洗浄

便器及び手洗いその他のとう器類を洗剤により洗浄すること。

オ　壁面等の雑巾がけ

タイルの部分的な汚染は、その都度洗剤を用いて水洗いし、ドアの手あか等の汚れは完全に拭き取ること。

カ　鏡及び化粧棚等は曇らないように磨きあげること。

キ　トイレットペーパー等の補充

清掃後、トイレットペーパーは毎日、水石鹸、芳香ボールは必要の都度補充すること。なお、これら消耗品は甲等が用意する。

(2) 使用材料

ア　使用する洗剤及びその他の材料は全て品質良好なものを使用すること。

イ　便器その他とう器類の清掃には、硫酸、硝酸等建物の材質を損傷するおそれのある化学物質を用いてはならない。

(3) 実施時期及び範囲等

詳細は、仕様書別紙1「日常清掃基準表」及び仕様書別紙2「清掃作業詳細書」に基づく。

実施時期：平日の月～金曜日

実施時間：平日の勤務時間中

※具体的な実施時期等は、契約後に調整するものとする。

2　湯沸室等清掃

(1) 清掃内容

ア　ちり払い、床はき

イ　床のモップ拭き

床に水溜まりを残さないこと。

ウ　流し台の清掃

水又は液体洗剤を使用して雑巾がけする。

エ　湯沸かし器の清掃

水又は液体洗剤を使用して雑巾がけする。

オ　厨芥等の処理

厨芥等を取り容器を洗浄し、湯沸室内のゴミとともに別図2-1に示す場所に集積するものとする。

(2) 使用材料

使用する洗剤及びその他の材料は全て品質良好なものを使用すること。

(3) 実施時期及び範囲等

詳細は、仕様書別紙1「日常清掃基準表」及び仕様書別紙2「清掃作業詳細書」に基づく。

実施時期：平日の月～金曜日
実施時間：平日の勤務時間中
※具体的な実施時期等は、契約後に調整するものとする。

3　共通部分清掃

(1) 清掃内容

ア　床清掃

1階～6階廊下・待合室・階段・玄関ホール・ピロティ等は文化箒、モップ等を使用し清掃すること。

イ　構内道路等の清掃

紙屑、釘、落葉、空缶等を拾うこと。落葉が顕著のときは、竹箒で掃くこと。

ウ　ゴミ箱の処理

玄関ホール、待合室のゴミ箱の清掃を行うこと。

エ　足拭きマットの清掃

ピロティ、待合室の足拭きマットの清掃を行うこと。汚れがひどい場合は、車庫前の水道で水洗いし、乾燥させた後元の位置に戻すこと。

オ　シャワー室の清掃

シャワー室内の清掃を行うこと。

カ　エレベータ内の清掃

エレベータ内の壁、鏡を拭き清掃すること。
床及び出入り口の清掃をすること。

(2) 使用材料

ア　箒、モップ等の清掃用具及び、洗剤等は清掃業者が用意すること。

イ　使用する洗剤及びその他の材料は全て品質良好なものを使用すること。

(3) 実施時期及び範囲等

詳細は、仕様書別紙1「日常清掃基準表」及び仕様書別紙2「清掃作業詳細書」に基づく。

実施時期：平日の月～金曜日
実施時間：平日の勤務時間中
※具体的な実施時期等は、契約後に調整するものとする。

Ⅱ　日常清掃（専用部分）

(1) 清掃内容

ア　床清掃

Ｐタイル部分は文化箒又はモップを用いて、カーペット及び絨毯部分は電気掃除機を用いて清掃すること。

イ　ゴミ箱の処理

仕様書別紙 1「日常清掃基準表」のごみ回収対象場所に設置されるゴミ箱の清掃を行うこと。

(2) 使用材料

ア　箒、モップ等の清掃用具及び、洗剤等は清掃業者が用意すること。

イ　使用する洗剤及びその他の材料は全て品質良好なものを使用すること。

(3) 実施時期及び範囲等

詳細は、仕様書別紙 1「日常清掃基準表」及び仕様書別紙 2「清掃作業詳細書」に基づく。

実施時期：平日の月～金曜日

実施時間：平日の勤務時間中

※具体的な実施時期等は、契約後に調整するものとする。

「紙屑等の収集、運搬」とは、紙屑、段ボール、ビン類、カン類及びペットボトルに分別されたごみを収集し、仕様書別紙 3 に示す場所に集積すること。

作業に使用する清掃機械器具、清掃資材、その他消耗品は受託者が負担し用意すること。ただし、紙屑等の収集、運搬用のビニール袋は各官署が用意し供与する。

業務にあたっては、職員及び来客者の障害とならないよう注意すること。

Ⅲ　廃棄物処理

(1) 廃棄物の集積場所（１Ｆ　ゴミ庫）を常に清潔に保持し、月１回は消毒すること。

(2) 事業系一般廃棄物（可燃ごみ・缶類・びん類・紙類・ペットボトル）の処理をすること。分別の詳細については、長野市条例の定めによるものとする。

なお、産業廃棄物の処理については別途契約する。

(3) 実施回数等

指定する日（原則として毎週火、金曜日）に実施すること。

月毎に回収量を報告すること。

(4) 庁舎入居者（Ⅱ日常清掃により委託するものを除く）は、専用部分の廃棄物を種類に応じてビニール袋等にまとめ、仕様書別紙 3「清掃範囲平面図」に示す集積場所（１Ｆ　ゴミ庫）に出すものとする。

（案）

収入印紙
（2 部のうち
1 部のみ）

契約第********号

請　負　契　約　書

請負契約名　　令和８年度　長野第１合同庁舎 A 棟　清掃業務の委託

契約金額

	￥								円也

（うち消費税及び地方消費税額　金**********円）

上記契約を履行するにつき、支出負担行為担当官　信越総合通信局長　鈴木　厚志　を甲とし、受託者　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　を乙として次の条項により契約する。

第１章　総　則

（契約の目的）

第１条　乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める請負を履行期限までに完了し、仕様書等に定める成果物（以下「成果物」という。）を甲（発注者をいう。以下同じ。）の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に乗じて算出した額である。

（契約期間及び履行場所）

第３条　契約期間及び履行場所は、次のとおりとする。

(1) 契約期間

この契約の期間は、令和9年1月25日から令和9年3月31日までとする。

(2) 履行場所

仕様書等のとおり

２　乙は、前項第１号記載の履行期限までに同項第２号のとおり成果物を納入するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の２に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第

105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2　乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

一　甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二　特定目的会社又は信託会社は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

三　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、特定目的会社又は信託会社は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と特定目的会社又は信託会社の間において解決されなければならないこと。

3　第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第５条　乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

2　乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

3　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（代理人の届出）

第６条　乙は、本契約に基づく請負業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第７条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、

甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第２章　契約の履行

（監督）

第８条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

２　甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。

３　乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

４　監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

５　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（履行完了の届出）

第９条　乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

（検査）

第 10 条　甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。

３　甲は、前２項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。

　なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

４　乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

５　乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。

６　検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

７　甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

（代金の請求及び支払）

第 11 条　乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとし、甲は甲に請求するものとする。

２　甲は、前項に定める支払請求書の提出があったときは、別表の「分担額表」により、当該請求

書を受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。
3　前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めた時は、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は、前項の期間には算入しない。

（支払遅延利息）
第 12 条　甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示で定める率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
2　前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
3　甲が第 10 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

（履行期限の猶予）
第 13 条　乙は、履行期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び履行予定日を甲に申し出て、履行期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、履行期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した履行予定日まではこの契約を解除しないものとする。
2　乙が履行期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める履行期限の猶予の承認の有無にかかわらず、履行期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（履行期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に第 12 条第 1 項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。
3　前項の規定による遅滞金のほかに、第 19 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
4　甲は、乙が履行期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 19 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

第３章　契約の効力等

（履行不能等の通知）
第 14 条　乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通

知するものとする。

（契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除）

第 15 条　成果物に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、不適合の箇所の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。

2　第 1 項に規定する場合において、甲が履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。

(4)　前 3 号に掲げる場合のほか、甲が第 2 項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4　甲が履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第13条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

5　第 1 項に規定する場合において、甲が履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、履行の追完に代え、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。

6　甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第 19 条第 1 項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

7　甲は、契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 19 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

8　第 1 項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

9　甲が、成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った日から 6 ヶ月以内に乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、その不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたときは、この限りでない。

10　第 1 項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。

11　履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第４章　契約の変更等

（契約の変更）

第 16 条　甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、履行期限、履行場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

３　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、履行期限を変更するため、甲と協議することができる。

（事情の変更）

第 17 条　甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（甲の解除権）

第 18 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙が履行期限（第 13 条第 1 項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかなとき。

(2)　第 10 条第 1 項の規定による検査に合格しなかったとき。

(3)　第 15 条第 5 項に該当するとき。

(4)　前 3 号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(5)　この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(6)　乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

(7)　乙が、無能力者となり又は居所不明になったとき。

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

（違約金）

第 19 条　乙は、前条第 1 項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の 100 分の 20 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

２　前項の規定による違約金のほかに、第 13 条第 2 項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

３　第 1 項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（乙の解除権）

第 20 条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2　前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3　前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

第５章　暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第 21 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 22 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（下請負契約等に関する契約解除）

第 23 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 24 条　甲は、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 25 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第６章　守秘義務等

（守秘義務）

第 26 条　乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本請負契約の履行に際し知得する一切の情報については、適切に管理し、請負期間中はもとより、本請負の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(1)　開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
(2)　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
(3)　開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
(4)　開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でないと判断した情報
(5)　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
(6)　甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
(7)　第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）

2　乙は、本請負の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則として、第１項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却し、又は再生不可能な状態に消去、若しくは廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。

3　乙は、履行後であっても第１項により守秘義務を負う情報の漏えいや滅失、毀損等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置等を講じるとともに、その事故の発生から７日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。

4　請負業務を第三者に再委託する場合、乙は当該第三者に対し、第１項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

5　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第 27 条　甲は乙に対し、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、乙の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならい。

２　乙は個人情報の開示を受けた場合、この契約の目的の範囲内において使用するものとし、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

(1)　個人情報を入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。

(2)　個人情報を取り扱う作業は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。

(3)　紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとし、この契約の目的の範囲内において、甲の承認を受けて複製することができるものとする。

(4)　個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認するものとする。

(5)　不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。

３　請負業務を第三者に再委託する場合、乙は再委託者に対し、前項に定める措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、または甲が自ら前項の措置を実施することとする。

４　開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

第 7 章　雑則

（存続条項）

第 28 条　甲及び乙は、本請負を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

(1)　各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの
　　第 26 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までに規定する事項

(2)　各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
　　第 11 条、第 19 条、第 26 条第 1 項から第 5 項までに規定する事項

（紛争の解決）

第 29 条　甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（裁判所管轄）

第 30 条　この契約に関する訴えは、長野地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

この契約の締結の証として契約書を２通作成し、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　長野県長野市旭町１１０８
　　支出負担行為担当官
　　信越総合通信局長　鈴木　厚志

乙　　住所
　　氏名

別表

分担額表

1　日常清掃（共用部分）分担率：人員割

官署名	分担率（%）	ひと月あたりの金額（円）	総計（円）
長野地方気象台	29.41%		
信越総合通信局	70.59%		
合計	100.00%	0	0

2　日常清掃（専用部分）

官署名	ひと月あたりの金額（円）	総計（円）
長野地方気象台		
信越総合通信局		